

秋田市長

佐竹 敬久氏



01年現  
の秋田市長選で初当選し「生  
在2期目。全国市長会の「生  
活保護費負担金等対策会  
」メンバー。17年生まれ。  
東北大学。

重ねた努力無視

生活保護費は国費、地方費も含め大変な金額で、技術的見直しを議論することに異論はな

社会要因が影響  
生活保護の理念は、憲法の生活保障権に基づいている。過去には厚労省自身が「生活保護は国が

その中に、生活保護費は全く含まれていない。これは、重大なルール違反だ。地方は努力を重ねて削減を取りまとめたのに、無視されるのは心情的にも到底受け入れ難い。

だが、いきなり国庫負担率の引き下げを通告されても地方の裁量権の拡大にはつながらない。三位一体改革は、地方の裁量拡大で行政の効率化を

責任を持って行う」と明言しているではないか。国庫負担率引き下げの議論は、保護認定に自治体間のばらつきがあること

うという考え方だ。国、地方に苦者も交えつつの補助金を含む事務事業から一つの補助金の削減を割り当てられたのに、回答額はたった百九億円。しかも五つぐらゐの補助金を含む

厚労省は五千四百億円の補助金を既に、第二期改革に向けた補助金削減メニューも提示している。その中から選んでもらうことも構わない。

# 地方の裁量広がらぬ

## 生活保護費

国と地方の税財政を見直す三位一体改革。生活保護に責任を持つべきなのは国が地方か。義務教育費国庫負担金の廃止は地方分権に直結するの。そもそも三位一体改革は分権改革が財政再建か。六人の関係者に聞いた。生活保護の国庫負担率引き下げ案に、国立社会保障・人口問題研究所の京極高宣所長は「地方も底分の責任で福祉行政に臨むべきだ」と主張。佐竹敬久秋田市長は「単なる負担転嫁は地方の裁量拡大につながらない」と強硬に反発する。

## 新ク目づくり 対論 三位一体改革

生活保護費 食費や光熱費に充てる生活扶助をはじめ8種類の扶助があり、現行では国が4分の3、都道府県・町村分と市が4分の1を負担している。厚労省は生活、医療、介護の3扶助について国庫負担率を2分の1に引き下げ、住宅、教育、生業、葬祭、出産の5扶助については廃止を検討。生活扶助額の算定方法も国の基準を廃し、地域の実情に応じて決められるよう見直すとしている。児童扶養手当の国庫負担率を4分の3から2分の1に引き下げる案も浮上している。

厚労省の対応に、全国市長会は保護認定などの事務を返上する方針で対抗するが、現在の生活保護受給者にしわ寄せはできないということが前提となる。

福祉全体危うく

補助金削減メニューにないものを厚労省が持ち出してきた、という地方の怒りは理解できるが、生活保護行政の見直しに着手しなければ日本の福祉全体が危うくなる。

府県にも負担してもらったことになった。広域医療に支援するという考え方が合理的だからだ。現行で県が負担しているのは町村分だけだ。市町村合併が進み町村がなくなると、県負担はゼロ。

は規模が小さすぎ、都道府県にも負担してもらったことになった。広域医療に支援するという考え方が合理的だからだ。現行で県が負担しているのは町村分だけだ。市町村合併が進み町村がなくなると、県負担はゼロ。

地方の裁量拡大につながる生活保護費の級地分けは市町村単位で、例えば仙台市は一級地。だが県や市が自分たちで基準を決めれば、細かい線引きができ、周辺の物価に合わせた区分けが可能になる。

地方は生活保護事務の返上で対抗しようとしている。国の下請け業務である機関委任事務ならそ

政府は前年度の三位一体改革で国民健康保険の七千億円を地方に移譲した。国保行政は市町村で

併が進み町村がなくなると、県負担はゼロ。

東京都内の例だが、病院施設が充実して医療扶助も手厚いと評判の区に

近隣自治体から患者が多だけ扶助を負担するの数字越した。区は市とは不公平。都も底分の負担を出すが妥当だ。

地方の裁量拡大につながる生活保護費の級地分けは市町村単位で、例えば仙台市は一級地。だが県や市が自分たちで基準を決めれば、細かい線引きができ、周辺の物価に合わせた区分けが可能になる。

地方は生活保護事務の返上で対抗しようとしている。国の下請け業務である機関委任事務ならそ

府県にも負担してもらったことになった。広域医療に支援するという考え方が合理的だからだ。現行で県が負担しているのは町村分だけだ。市町村合併が進み町村がなくなると、県負担はゼロ。

東京都内の例だが、病院施設が充実して医療扶助も手厚いと評判の区に

近隣自治体から患者が多だけ扶助を負担するの数字越した。区は市とは不公平。都も底分の負担を出すが妥当だ。

地方の裁量拡大につながる生活保護費の級地分けは市町村単位で、例えば仙台市は一級地。だが県や市が自分たちで基準を決めれば、細かい線引きができ、周辺の物価に合わせた区分けが可能になる。

地方は生活保護事務の返上で対抗しようとしている。国の下請け業務である機関委任事務ならそ

国立社会保障・人口問題研究所長

京極 高宣氏



きょうごく・たかのぶ  
専門は社会保障論、社会福祉政策論。政府の「生活保護・児童扶養手当に関する関係者協議会」メンバー。42年生まれ。東大大学院修了。

「下請け」でない  
国庫負担率の引き下げで地方に移譲される一般財源は大きい。産業振興策などに力を注いで生活保護費の給付額を引き下げれば、余剰分は別の施設に振り分けられる。

# 細かい対応が可能に

## 法定受託事務と国の基準の設定の関係

主要な法定受託事務は、国が基準を設定するもの。基準の設定を地方に任せて、なおかつ法定受託事務のままということは、考えられない。

法 律	事 務	条 項	基 準
戸籍法	戸籍に関する事務	1条1項	●戸籍の記載事項、指命の記載順序等、法令及び通知で事務の詳細について規定
児童手当法	児童手当の支給等に関する事務	29条を除く事務に関するすべての条項	●手当額、支給要件等について法令で規定(4～6条)
児童扶養手当法	児童扶養手当の支給等に関する事務	事務に関するすべての条項	●手当額、支給要件について法令で規定(4条・5条・9条の2)
公職選挙法	衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する事務	この法律により地方公共団体が処理することとされている事務	●法令で事務の詳細について規定 ・自動車の使用については6台以内(201条の6) ・ポスターの提示は長さ85cm、幅60cm以内のもの7万枚以内(201条の6) ・ビラの頒布は3種類以内(201条の6)
農地法	農地等の権利移動の許可等に関する事務	この法律により地方公共団体が処理することとされている事務	●地方自治法第245条の9の規定に基づく処理基準で事務の詳細について規定 ・樹冠の疎密度が0.3以下の土地は主として採草放牧の目的に供されていると判断する(全般的事項)。 ・農作業に従事する日数が年間150日以上である場合「農作業に常時従事する」と認める(第3条関係)。